

西海市教育委員会（令和6年第5回定例会）会議録

期 日：令和6年5月27日（月） 午後3時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 健悟 森下 直也

（書記） 副参事 長岡 竜児

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 尾畑 幸二

社会教育課 課長 尾崎 淳也

課長補佐 白濱 義晴、大石 克也

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第5回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

長崎県庁特別支援教育課来庁

第1回中学校教科用図書採択協議会

D X推進本部会議

第36回九州都市教育長協議会定期総会・研究大会

第74回全国都市教育長協議会定期総会・研究大会

青少年スポーツ振興基金運営委員会

小学校運動会

令和6年度西海市青少年育成協議会総会
令和6年度西海市行政区長連絡協議会総会
西海市中学校総合体育大会

5. 議事

日程第1「議案第44号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第44号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第44号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」提案理由ですが、令和6年3月31日で委員の任期が満了となったので、西海市結核対策委員会設置要綱第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとするものです。参考条文につきましては、議案書1ページの下段のほうに掲載をしております。2ページ、裏面をご覧になっていただいでよろしいでしょうか。今回の委員ですけれども、全ての委員の任期が更新されております。先ほど説明したように令和6年4月1日から7年の3月31日までという形です。また、5番、6番、7番、そして9番については、教職員の人事異動等でですね該当する委員が変更となっております。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第44号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第44号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第44号 西海市結核対策委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第45号 西海市学校薬剤師の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第45号 西海市学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第45号 西海市学校薬剤師の委嘱について」です。学校薬剤師の転勤により、市外の勤務地へ従事することとなったため、学校保健安全法第23条の規定に基づき、後任の薬剤師を委嘱するものです。なお、任期は令和6年5月1日から令和7年3月31日までの残任期間とするものです。参考条文については1ページ下段のほうに記載しております。2ページをご覧ください。今回、変更となる薬剤師につきましては、14番大瀬戸中学校の薬剤師となります。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第45号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第45号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第45号 西海市学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第46号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第46号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第46号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」提案理由ですが、令和6年3月31日で委員の任期が満了となったので、西海市立小学校及び中学校管理規則第32条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和6年6月1日から令和7年3月31日までとするものです。参考条文につきましては1ページ下段に載せております。2ページ、3ページをご覧ください。よろしいでしょうか。学校評議員を設置している学校につきましては、ときわ台小学校、西海東小学校、雪浦小学校、西彼中学校、西海中学校、大崎中学校そして大瀬戸中学校にな

ります。本議案と関連する議案が「議案第48号 西海市学校運営協議会委員」コミュニティースクールですね、ここの関連がありますので、全体的なそのコミュニティースクールへの移行につきましては、後ほど、学校教育課長から説明させていただきたいと思います。そのための資料もですね、本日、配付をさせていただいておりますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。2ページ3ページに学校評議員の名簿案を掲載しております。まず、全ての委員の任期が先ほど説明しているとおり、本年6月1日から令和7年3月31日という形になっております。また、西海中学校の17番、大崎中学校の19番、そして大瀬戸中学校の22番がそれぞれ新しい学校評議員として委嘱予定になっております。提案理由については以上です。

○教育長

議案第46号の説明がありましたが、質疑ありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

今、説明がありましたところの確認ですけれども、この後の議案48号では、運営協議会、それから47号で評価委員会の委員という形で学校が主催するんですね。各評議会、協議会に関わる皆様の選出になるのでしょうか、今のご説明で言うと、この学校評議委員会、評議員の委嘱ということで協議会は、今後、コミュニティースクールに移行する中で運営協議会へ移行していくという捉え方でよろしいのでしょうかね。

○学校教育課長

はい。そうです。

○北島委員

はい。分かりました。後もって、今度は、評価委員会との違いとかですね、その辺のところ、やはり学校の方も先生方の働き方改革ということをやっているとされていますので、その辺のところ、委員さんはそれぞれかぶってはないようですが、学校の方も運営が大変だろうなと思います。その辺りの評議会、協議会の性質とか位置付けとかということも含めてちょっと教えていただきたいなと思ったところです。次で結構ですから、よろしく願います。

○学校教育課長

失礼します。それでは、本日お配りしております西海市コミュニティースクールの導入状況という1枚両面刷りのプリントをお配りしております。そちらに沿って、まず、学校運営協議会についての説明をさせていただきます。良くコミュニティースクールという言葉を使いますが、このコミュニティースクールというのは、この「学校運営協議会を設置した学校」という捉えで整理できるかなというふうに思います。西海市の場合は平成30年度からその準備に当たっておりまして、平成元年度、平成2年度、平成3年度、平成4年度、平成5年度というように、1枚目の1ページに書いてあるような流れで設定をしております。それを整理したものが裏面のコミュニティースクール指定校設置計画という部分

になります。そこでありますようにまず上段の小学校が、平成 30 年度の準備校として大瀬戸小学校、その次の年に大瀬戸小学校がコミュニティ＝スクールの指定という流れになっています。ですので、令和元年度の時点では、コミュニティ＝スクールの導入は 1 校であったという見方になります。令和 2 年度は準備校に西海小学校、大串小学校、江島小学校、平島小学校という、それと江島中学校、平島中学校となっております。令和 3 年度はその準備の 1 年を経て、小学校 4 校、中学校 2 校のコミュニティ＝スクールに指定をして、ここがコミュニティ＝スクールになっているという状況になります。令和 4 年度は新たに西彼北小学校、西海北小学校、大崎小学校を準備校として指定し、昨年度の令和 5 年度に西彼北小学校、西海北小学校、大崎小学校をコミュニティ＝スクールとして指定をしているというような流れをとっております。この流れでいきまして、現在、江島小学校が休校、それから平島小中学校がそれぞれ休校となっておりますので、コミュニティ＝スクール指定校は、令和 6 年時点では、小学校 6 校、中学校 1 校という捉えをしております。今後の流れでいきますと、今年度にときわ台小学校と西海東小学校を準備校に指定して、1 年間かけて学校運営協議会の構成メンバーを決めていくという流れになりまして、来年度からときわ台小学校と西海東小学校をコミュニティ＝スクールとして指定していこうという流れになります。この学校運営協議会を設置していない学校につきましては、これまでどおりの学校評議員を委嘱しての学校評議委員会というものを開いて、年 3 回程度、学校の運営について、ご意見を頂いて、学校経営をしていくというような流れです。地域連携で学校経営をしていくというような流れをとっております。次の 47 号にある地区学校評価委員会というのは、これはまた別の組織でありまして、各学校は学校単位で自己評価を行わないといけません。その自己評価をするに当たって、自分たちの教職員、保護者だけではなく外部の評価者を入れての評価が必要になってきます。地区学校評価委員を指定してですね、各学校の状況について、客観的に評価を頂くというような流れをとっています。これは年間年に 3 回行っていますが、学校に来ていただくのは、どの学校も年 2 回来ていただいて、あと最終的に全体会を開くというような流れをとっております。もう簡単ではございますが、以上のような説明をさせていただきます。

○北島委員

はい、分かりました。私もですね学校評価委員の学校訪問については、小学校も中学校も参加させていただいたことがあるのですが、やっぱり、教育の専門ではあられない方も当然多いわけですね。そういう意味合いで言うと、運営協議会の委員さんとの性質の違いとか、その「運営評議員さん自体が評価者にもなりうるのかなあ」とかいったようなこともあって、学校運営の効率化、悪い意味じゃなくて、やはり先ほど言いましたように、学校の先生方も大変忙しい中で地域の皆さんとも連携しながら、逆にその評価も頂きつつ、お互いフィードバックさせながら学校づくり、地域づくりしていくコミュニティ＝スクールは地域づくりということも大きく関わってきますので、そういう形に集約されていくことでお互い多くの役割どころとか、人材も地域でいない状況になってきていますので、そういったことを考えながらご予定とかはないのでしょうか。あくまで評議員さんはもうなくなっていったら、運営協議会にはなるけども、この評価委員会っていうのは、ずっとやっぱり続いていくっていうことでしょうか。それともその義務とかあるのでしょうか。

律的な。

○学校教育課長

それでは、分かる範囲でお答えいたします。学校評議員、学校運営協議会の委員さんと地区学校評価委員会の委員さんのこの重なりという面では学校によってはあります。それは評価委員さん、ただ、その性質の違いといいますか、その会自体の違いというのは、学校評議員・学校運営協議会の委員さん方は、その学校経営に対しての意見を述べるができる。つまり、共に学校経営に参画していく、力強い存在になっていただくというところがあります。

○教育長

ちょっと私から。学校評価委員というのは、恐らく法的には義務はないと思います。ただ、学校評価が導入されたときに、学校評価というのは教職員、生徒、保護者の評価、いわゆる身内っていうか自分たちだけで評価しているので、そうではなく第三者が評価したらどうかというところで設置された機関だと思います。したがって、学校運営協議会の委員と本来はダブってはいけない学校評価委員の委員会というのは、一緒に学校を運営していこうという学校側と同じ組織になりますので、評価の在り方としては、そこに入っていない第三者が外から見て「学校は本当に開かれているとか」、「保護者と地域とがうまくいっているか」というのを、さらに外から見る評価するので、先ほどちょっとダブっている部分があったという話ですけども、本来は、学校評価委員会の委員と、コミュニティ＝スクールの学校運営協議会の委員は、ダブると本来の意味がちょっと薄れてくるということで、北島委員さんが言われるように、学校の立場からするともう同じような組織に見えて「評価も一緒にやれるなら一緒に」という意見だと思っんですけども、評価の客観性と言いますか、それを担保するために、恐らく、そういうのが設置されたんじゃないかなと。これ義務は恐らくないと思います。高校ではございませんので。

○北島委員

ありがとうございます。学校運営に対する経過として、今の家庭というのは、プロセスっていうのはあるのだろうなと思っながら聞いていました。やっぱりそのコミュニティ＝スクールにしても、もちろん地域の関わりが非常に多くなって、実際そのカリキュラムとかにも、関わりということです。地域住民の方とか地域団体の形で出てくると思っますので、そういう意味では内部と見ることができるとは思っませんが、あくまで、関わりの強い者ですよね。そういう意味では、評価委員会等で委員会の皆さんが専門家という、そうではなく、その中にもう学校にも関わっていらっしやる方いっぱいいらっしやるのですよね。別の意味で、運営協議委員会委員ではなくてもとなつては、非常にそこはやっぱり曖昧な線引きなんだろうなあと。福祉施設の場合も確実にあります。自己評価と外部評価ってあって、外部評価を本当に「他者の専門家が入っておかないといけない」というところもあって、本当に専門家が入ります。そういうところで、多分、法的な縛りがないようなのであれば、今後、その国とかの解釈とか、学校運営評議員会協議会の運用にも関わってくるところだと思っんですけども、上手にそこの中で評価委員会みたいなものをつくっ

てもらいチェックリストとか、そういうのは幾らでもできるでしょうし、そういった意味で、一つの目線をです、その運営を運用の中で、つくり上げていくということも一つなのかなあということで、意見として、今日はお伝えできればと思っています。それを含めてちょっと検討してもらえればと思いますけども。

○教育次長

法的なその根拠ですけど、参考条文ですね、一応、ご紹介をしたいと思うのですが、学校教育法の施行規則の67条と79条が関係するものになります。67条については「小学校については、児童の保護者その他当該小学校の関係者のやる評価を行い、その結果を公表するよう努める」というふうな形の根拠があります。こういった条文があるからやはりそのそれぞれの評価委員会を置いているというふうな形で、一つの学校ではなくて、それぞれの地区で、例えば西彼地区であれば、西彼地区のそれぞれの学校で選ばれた方々相互に評価をし合うというふうな形のところを取り入れるというようになろうかと思っています。今後、コミュニティ⇔スクールへ移行しますので、委員言われたような視点も必要になってくるかと思っていますので、最終的に、全学校が移行するまでには、そういったところの結論を出さなければいけないのかなというふうに考えているところです。以上です。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第46号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第46号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第47号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第4「議案第47号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第47号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」提案理由ですが、令和6年3月31日で委員の任期が満了となったので、西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会設置要綱第4条及び第5条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和6年6月1日から令和7年3月31日までとするものです。参考条文につきましては1ページ下段に記載をしております。2ページ以降が学校評価、委員会委員の名簿になります。それぞれ2ページ目が一つの学校評価委員会、3ページが一つの学校評価委員会というふうな形でご覧になっていただければと思います。全ての委員が先ほど説明したように任期が令和6年6月1日から7年の3月31日までとなっております。前年度と変更になっているところですが、西彼地区におきましては9番が変更となっております。西海地区においては15番の委員が変更となっております。次のページ4ページ5ページをお開きください。大島崎戸地区については30番、31番、32番の委員が変更となっております。5ページ、大瀬戸地区においては、35番、41番の2人の委員が変更となっております。提案理由については以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第47号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第47号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第48号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大串小学校、西彼北小学校、西海北小学校、西海小学校、大崎小学校、大瀬戸小学校及び江島中学校）の委嘱について」

○教育長

日程第5「議案第48号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大串小学校、西彼北小学校、西海北小学校、西海小学校、大崎小学校、大瀬戸小学校及び江島中学校）の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第 48 号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大串小学校、西彼北小学校、西海北小学校、西海小学校、大崎小学校、大瀬戸小学校及び江島中学校）の委嘱について」です。提案理由ですが、学校教育に対する多様な要請に応え、信頼される開かれた学校づくりを進めるため、西海市学校運営協議会規則第 7 条及び第 9 条の規定に基づき、委員を委嘱するものです。なお、任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとするものです。参考条文につきましては 1 ページ下段と 2 ページの上段のほうに記載をしております。それぞれの委員名簿を 3 ページ以降に掲載しております。委員の任期につきましては全ての委員の任期が変更となっております。あわせて、新氏名のお名前に太字でアンダーラインをつけた方が新たに委嘱をする予定の委員となっております。数が多いところもありますので、ご紹介は省略をさせていただきたいと思います。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

議案第 48 号の説明がありました。質疑ありませんか。武宮委員、どうぞ。

○武宮委員

先ほどのコミュニティ＝スクール導入状況で説明を頂いたんですが、この設置する計画につきましては、令和 8 年度が中学校の 4 校準備ということで記載があります。この項順番っていうのは、小学校 1 通りコミュニティ＝スクール化した後に、次に中学校というのは、流れがあるのでしょうか。

○学校教育課長

流れとしては、令和 10 年度までに、コミュニティ＝スクール全ての学校で導入という計画がございまして、それに基づいて準備を進めているところです。これまでの経緯としましては、それぞれの学校規模によるものであるとか、統廃合とか、そういったものもこれまでの中であっておりますので、地域の状況等を見ながら、指定をしてきている状況です。ときわ台小学校と西海東小学校についてはですね、今年度に準備校として来年度指定という流れをとり、残す最後に残った雪浦小学校を令和 8 年度の指定に向けて準備を進めていこうという計画をしております。中学校は本土部の 4 校を小学校の指定が決まった後に、中学校という計画を立てておりましたので、このような計画を提案させていただいております。

○武宮委員

ありがとうございます。この委員の選定についてなんですが、どうしても限られた地域で、同じ場所で複数学校がある場合に、委員が重複してくるようなことが考えられるのですけど、その辺は同じ人が幾つにまたがって委員になっても差し支えないというようなことでよろしいでしょうか。

○学校教育課長

はい。先ほどの教育長さんの説明でもございましたが、できるだけほかの委員との重ならないように、この運営協議会の委員さん方を委嘱といいますかお願いすることになっていくのですが、その学校の状況に応じて、これまでにお世話になっている方々っていうのを引き続き、学校としてはお願いをしたいという経緯もやはりあります。その人選に当たっては、これまで学校のことをよく知る方々に加えて、新たな保護者の代表であるとか、そういった方々も、この学校運営協議会の委員として加わっていただいて、新たな視点でですね、学校の経営に協力をしていただくといった視点がすごく大事であるというふうに捉えております。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第48号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大串小学校、西彼北小学校、西海北小学校、西海小学校、大崎小学校、大瀬戸小学校及び江島中学校）の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第49号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第6「議案第49号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第49号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」です。提案理由ですが、人事異動等に伴い欠員が生じたので、西海市立学校給食共同調理場運営委員会規則第2条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和6年6月1日から令和7年5月31日までの残任期間とするものです。2ページ3ページをご覧になっていただいてよろしいでしょうか。今回、変更となる委員ですが、2番から4番、6番、7番、9番、そして14番というふうになります。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第49号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第49号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第50号 西海市社会教育委員の委嘱について」

○教育長

日程第7「議案第50号 西海市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第50号 西海市社会教育委員の委嘱について」です。提案理由ですが、委員の任期途中の交代により欠員が生じたので、西海市社会教育委員条例第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和6年4月1日から令和7年5月31日までの残任期間とするものです。参考条文については、1ページ下段に記載をしております。今回変更となる社会教育委員ですが、2ページに記載のとおり、10番と12番が変更となっております。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第50号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第50号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第50号 西海市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 「議案第51号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第8 「議案第51号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第51号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」です。提案理由ですが、人事異動及び役員改選により欠員が生じたので、西海市公民館の設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和6年6月1日から令和7年5月31日までの残任期間とするものです。参考条文については議案書1ページの下段のほうに記載をしております。3ページ以降が公民館運営審議会委員名簿になります。それぞれの公民館の委員が変更となっております。西彼教育文化センターにつきましても1から4番、西海公民館につきましても、10番と12、13番。次のページをお開きください。崎戸中央公民館が22番、23番。多以良地区公民館が30から32番。松島地区公民館が35番、37番、そして38番飛んで41番。瀬戸地区公民館につきましても42番、47番。最後に雪浦地区公民館が50番から52番の方々が新たな委員ということで予定をしております。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第51号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第51号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第51号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 「議案第52号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第9 「議案第52号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といた

します。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第52号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」です。提案理由ですが、委員の欠員が生じたので、西海市文化財保護審議会規則第2条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和6年4月1日から令和7年5月31日までの残任期間とするものです。参考条文につきましては議案書1ページの下段に記載をしております。裏面2ページをご覧くださいよろしいでしょうか。今回新たに委員を委嘱する、方ですが10番の委員になります。教職員の人事異動等に伴うものになります。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第52号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第52号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第52号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第53号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について (教育費補正予算第1号)」

○教育長

日程第10「議案第53号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
(教育費補正予算第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第53号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第1号)」です。提案理由ですが、令和6年度西海市一般会計補正予算(第1号)中、教育費の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。参考条文につきましては、1ページ下段のとおりです。

2 ページ、3 ページをご覧ください。よろしいでしょうか。教育補正予算第 1 号の総括表になります。まず、1 項教育総務費、2 目事務局費において、当初予算で計上してありました研究委託事業、これは 2 校分になるかと思えます。それを 20 万減額しております。それに伴いまして、2 項小学校費、3 項中学校費のそれぞれ教育振興費に長崎県研究指定校委託事業として、21 万円ずつ計上をしております。あわせて小学校費の教育振興費につきましては、西海小学校の校区内にありますキノコを生産する工場から指定寄附を令和 5 年度末に受納しております。西海小学校の図書館の図書充実にという指定がなされておりますので、今回、西海小学校の教育振興費で同額の計上をさせていただいております。提案理由につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第 53 号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第 53 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第 53 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第 1 号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第 11「議案第 54 号 西海市自治公民館モデル事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

日程第 12「議案第 55 号 西海市自治公民館活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第 11「議案第 54 号」及び日程第 12「議案第 55 号」については、提案理由・改正内容が同じとなりますので、一括して審議いたします。

それでは「議案第 54 号 西海市自治公民館モデル事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」及び「議案第 55 号 西海市自治公民館活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第 54 号 西海市自治公民館モデル事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」及び「議案第 55 号 西海市自治公民館活動支援事業補助金交付要綱の一

部を改正する告示の制定について」です。提案理由につきましては、両議案とも、昨今の物価高騰を踏まえ、補助対象経費の上限額見直しを行い、当該要綱の改正を行うものになります。それぞれの議案、新旧対照表を3ページに記載をしておりますので、両方ともご覧になっていただきたいと思います。今回、改正する内容につきましては、食糧費を含む賄い材料費になります。改正前が1人当たり200円としていたところを、改正を行いまして1人当たり300円とする内容になります。この二つの要綱の告示につきましては、告示の日から施行し、令和6年度予算から適用する予定にしております。提案内容につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第54号及び議案第55号の説明がありました。質疑ありませんか。武宮委員、どうぞ。

○武宮委員

参考までに。この自治公民館モデル補助事業というのは、例えばどういったのがあるか教えていただけますか。

○社会教育課 生涯学習班長

はい。ただいまの質問につきましては私のほうからご説明をさせていただきます。令和5年度の西海市自治公民館モデル事業につきましては、申請団体として自治公民館といたしまして17自治公民館のうち10自治公民館が申請しております。例を挙げますと、伝統文化の継承事業、郷土芸能の継承事業。それと七釜相撲の継承事業、あと檜浦琴平神社春季大祭など10事業が継承事業として行われたところでございます。以上です。

○武宮委員

ちなみに、この二つの補助金はどこに違いがあるのか、それもちょっと説明していただければと。

○社会教育課 生涯学習班長

まず、自治公民館活動支援補助金につきましてご説明をいたします。こちらの事業は、主なところで言いますと、球技大会とか、グラウンドゴルフとかですね、地区の自治公民館で行う事業が主になります。先ほどの自治公民館モデル事業につきましては、主な活動内容といたしましては、伝統文化の継承事業等ですね。あともう一つ例を挙げますと、太田尾自治公民館で行っております「公民館ふるさとだより」こちらをですね、モデル事業として活用しております。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第54号及び議案第55号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第54号 西海市自治公民館モデル事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」及び「議案第55号 西海市自治公民館活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第56号 西海市防災食育施設整備事業プロジェクトチーム設置要綱の制定について」

○教育長

日程第13「議案第56号 西海市防災食育施設整備事業プロジェクトチーム設置要綱の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第56号 西海市防災食育施設整備事業プロジェクトチーム設置要綱の制定について」です。提案理由ですが、防災食育施設整備事業の実施に係る各種検討を行い、事業の円滑な推進を図るため、当該訓練を制定しようとするものです。今回、提案しております議案につきましては、実際のプロジェクトチームの内容とその背景となります。防災食育施設整備事業、この内容についてですね、説明をさせていただきたいと思いますので、若干ちょっと説明が長くなるかと思いますが、よろしく願いいたします。2ページ、3ページ、そして4ページ、5ページが、実際のプロジェクトチーム設置要綱の案になります。まず、このプロジェクトチームの設置要綱の趣旨になりますが、この訓令は西海市教育委員会が実施する防災食育施設整備事業に係る各種検討を行い、事業の完成を図る組織等の設置及び管理、運営について必要な事項を定めるというふうにしております。第2条に設置として、整備事業の推進を目的として、西海市防災食育施設整備事業プロジェクトチームを設置するとしております。組織につきましては、別表に掲げておりますので、後ほど説明したいと思います。このプロジェクトチームの所掌事務については、第4条に規定をしております。まず、別表に掲げる所掌事務に関すること、整備事業の実施に係る方針の検討に関すること、整備事業の実施に伴う関係機関との調整に関すること。その他、事業実施に関することとなっております。設置期間につきましては、設置の日から整備事業が完成する日までの期間というふうな形で考えております。第6条にリーダーという規定を設けております。リーダーにつきましては教育次長、サブリーダーにつきましては、総務部長をもって充てるというふうな形で考えております。第7条に、プロジェクトチー

ムの会議については、委員及び幹事が招集するという形で考えております。委員、幹事それぞれ招集することもあれば、合同で開催をするというところも想定をしているところです。4ページ5ページを開いていただければよろしいでしょうか。今回のプロジェクトチームの委員そして幹事案になります。あくまで、このプロジェクトチームについては、西海市役所内の庁舎内の検討会というふうな形でご理解をしていただきたいと思います。主に事業を推進する部署が総務部そして教育委員会になります。総務部の防災基地対策課、そして学校教育課については、事業の実施及び推進に関することというふうな形で規定をされております。また、それぞれの関係する市のそれぞれの部局の部長さん、そして関係する課長さんに参加をしていただきたいと思いますというふうに考えているところです。6ページを開いていただければよろしいでしょうか。ポイントをポイント1からポイント5までまとめさせていただきます。まずポイント1、今回の制定の理由ですが、防災食育施設につきましては、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設助成事業（一般分）を活用して整備をする予定にしております。この整備事業につきましては、令和7年度着手する予定にしておりますので大型事業であることを鑑み、各種検討を行い、事業の完成を図る庁内の横断的組織の設置が必要であるため、本要綱を制定する予定にしております。ポイント2として実際の防衛省の補助事業の概要について説明いたします。防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条に基づき、防衛施設の設置または運用によりその周辺地域の住民の生活等が、阻害されると認められる場合、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して補助金が交付される事業で（一つの市町村で1事業に限る）という条件がつけられております。補助率につきましては75%補助という大変有利な、補助事業になっております。ポイント3、防災食育施設の概要につきましては、後ほど学校教育課長から説明をさせてもらいたいと思います。ポイント4、整備計画のスケジュール及び事業費財源につきましては、記載のとおりですが、令和7年度着手をして、8年度建設工事を行う。1カ年では終わらない予定で、9年度中に工事を完成する予定で準備を進めているところです。事業費及び財源につきましては記載のとおりです。全体として27億、これがもう少し大きくなるのではないのかなというふうに現在では予測をしているところです。この訓令につきましては、令和6年6月1日から施行する予定にしております。

○学校教育課長

はい。それでは先ほど説明がありましたが、西海市防災まちづくり実施計画について、概要版をもとに説明をさせていただきます。資料は2枚綴じておるのですが、まず1枚目が両面印刷となっております。2枚目は片面印刷となります。大変文字が小さくて見づらいところもありますが、この概要版に沿って説明をさせていただきます。まず、防災食育施設整備の目的ですが、近年の自然災害が立て続けに発生している状況を鑑みてのことです。大災害も考慮した防災体制の強化が喫緊の課題であること、平常時は防災及び食育に関する学習と物質の備えを行う物資の備えを行い、災害時には防災拠点となるような防災食育の整備が必要である。そのため令和3年度には西海市防災まちづくり基本構想を策定しました。それを受け、令和4年度に西海市防災まちづくり基本計画を作成しました。令和5年度、昨年度には本実施計画を策定し、防災食育施設の整備に向けた設計条件の整理を行うことを目的としております。2番、施設整備における基本条件とあります。

防災拠点としての必要上の機能ですが、その表にありますように、必要機能として、災害対策本部、会議室の機能、指令情報分析室の機能、下段のほうにあります応急給食の機能といったものを備えた施設であるということです。2-2、食育拠点としての必要機能ということで、右の表にありますように、主な内容として学校給食を提供する機能、食育に関する展示や研修を行う機能ということがあります。2-3は、防災拠点機能と食育拠点機能の複合的運用ということで、今回の施設は、複合的な利用ができる施設でなければならないとされており、右のほうに移ります。2-4のところになります、施設規模の考え方になります。平常時と災害時の想定規模ですが、平常時の提供食数は、西海市の現状、それから人口の推計を考慮して、1日当たり2,000食としています。災害時の想定対象者数は1,500人としております。応急給食については、1行目から2行目にありますように、1人1日1回分の応急給食を提供するという、給食はおにぎり及び汁ものを提供できるようにしていくという考えがあります。3の防災食育施設の整備計画ですが、そこに平面図があります場所オレンジで示された部分になります。防災食育施設等を左のほうにありますが、現在テニスコートで使用している部分になります。それと駐車場として使用している部分になりまして、実質49台の駐車スペースの減ということで計画を立てております。裏面をご覧ください。3-2、建築計画ですが、この建物は、南北に54メートル、東西に34メートルの建物になります。上段が二階の平面図、下段が1階の平面図となります。1階は説明させていただいたとおり、給食調理場の施設ということで様々な調理機器とか、事務室等が置かれているような建物になります。続いて立面計画をご覧ください。建物としては、高さおよそ10メートルになります。西海市の自然景観を象徴する海の青と森の緑を施設のデザインカラーとして取り入れて、新たな市のランドマークとなる施設を目指しております。茶色の部分、西海市防災食育センターというふうに書かれているのが、県道側に面しているというイメージをもっていたら分かりやすいのではないかと思います。続いて2枚目の概要版にうつりたいと思います。2枚目の概要版では、3-6、機械設備計画のところを主に説明したいと思います。その中には、空調設備、それから換気設備、除外施設というところで、説明を書いているのですが、(3)の除外施設のところを読ませていただきます。除外施設の処理対象水量は1日1食30リットルとして計画しております。そうすると、厨房からの排水量は1食当たり30リットルですので、その2,000食分となりまして6万リットル、1日当たり約60トンの水量となっています。この施設の周辺には下水本管が敷設されていないため、生活排水は、浄化槽により処理され、排水は厨房除外施設で適切に処理するというところで計画をしております。水質については、法律で言いますと、水質汚濁防止法という法律に基づき、規定されておりまして、排水基準値を満たすように排水する計画を立てているところです。概略として、そこに図を書いておりますが、トイレ等から出る生活排水は浄化槽で、厨房から出る排水は厨房除外施設で処理をして、県道側溝通り、河川へ放流という計画をしております。最後になります、6の事業スケジュールのところを説明いたします。先ほど、次長のほうからも説明ありましたが、令和6年度は防衛省との協議の1年となります。令和7年度に実施設計、実際の建築工事が開始されるのは令和8年度からということで計画をしております。現在、学校教育課としては担当が防衛省の方に出向いて、実施設計とか地質調査の概算要求等の協議を進めている状況であります。すみません1枚目に戻りまし

て、配置計画の平面図のところをご説明する中で、現在のスポーツガーデンのテニスコートのところにできるということを申し上げておりませんでしたので、失礼いたしました。

○教育長

議案第56号の説明がありました。質疑ありませんか。矢吹委員、どうぞ。

○矢吹委員

ご説明ありがとうございました。この1枚目のですね、上の段に食育展示見学通路っていうふうに書かれていますけれども、これは出来上がってから、子供たちが見学にきたりとか、学習できるようなことをご計画されたりとかするのでしょうか。教えてください。

○学校教育課長

はい、ありがとうございます。二階の通路それから展示スペースについては実際にガラス張りになっておりまして、2階から1階の中、給食の調理場での作業の様子といたしますか、調理の様子を見学できるようになっています。また研修室といたしますか、そういったものを設置していますので、そこで、食育についての勉強をするような場所になっています。それが非常時の場合は、対策本部といたしますかそういった形での利用という流れになっております。

○矢吹委員

ありがとうございます。もう1点ですけれども、食事に関して、学校の今年2月の給食で、全国の栄養士さんが考えられた災害時給食用非常食というのが、給食で2月に出たのですけれども、子供たちはですね初めて食べる息子なんかも、ちょうどレトルトパックみたいな感じが出たみたいですが、ちょっとやっぱり、先生のお話では食べるのに苦労したっていう感じのお話を聞いたのですが、そういった給食にですね非常食を出していただいて、そのような体験ができたっていうのは、本当に子供たちにとっても良い体験をさせていただいたなというふうに思っています。そして家庭に帰ってきて、そういった防災意識が親もですね、高まっており、良い機会を頂いて会話の中でもですね、災害時の食事のこととかですね、一緒に話す機会ができたので、とてもよかったなというふうに思っています。そういう非常食を、また給食で出していただく形にしたりするのかなと思って、非常食に関連してなんですけれども、お尋ねします。

○学校教育課長

ありがとうございます。非常食については、実際、四つの調理場にそれぞれですね備蓄をしている状況であります。それを子供たちに提供している状況があるんですけども、実際、どういう状況で提供しているかっていうと、やはり賞味期限の関係もあってですね。だから、賞味期限があるので、切れたものを処分するのではなく、期限前に子供たちに経験という意味で食べてもらおうということになります。そういった賞味期限等の関係で、それぞれ調理場によって購入時期とかが違いますので、そろって提供というふうにはなっていないんですけども、各調理場が、それぞれ時期を見て、提供できるのではないかなとい

うに思っています。また、防災食育施設が整備されましたら一律で同じ提供のリズムになってきますので、そういったところもですね、計画的にできるのではないかなというふうに考えております。

○北島委員

3点ほど質問をさせていただきます。まずもってこういった防災対策というのは本当に大事だなあとお思いまして、しっかりと計画を立てられて、順調に事業が進むことを願っております。特に石川のほうにも、我々、長崎県からもですね福祉チームが数十人ですね派遣をいたしました。また先週ちょっと、九州の会議がありまして、その状況を共有する場面もあったのですがやはり食ってというのが物すごく重要であると。特に、被災直後は様々な状況もあるんですが、やっぱり食べるっていうところからですね、意欲も含めてですね、高めていかないといけないという報告もあったところなんです。一つ目の質問ですが、西海のスポーツガーデンの体育館があります。そういう意味では、ここの体育館スペースを避難スペースとして考えての立地ということもあるのかなあというふうに思います。今後の考え方ですね教えていただければと思います。先ほど言った石川の場合は金沢に、ものすごく大きな総合スポーツガーデンというのがあって、そこに数百人、要介護者の方を避難して頂いて、そこで支援をさせていただいておったということですが、先ほど言ったように外からのアクセス、食はアクセスだったので本当に最終的には、レトルトを毎日毎日3食提供できたということであったのですが大変だったなということでした。二つ目がですね、これはいろんな規定の中でそうなっているのしょうけども、被災後4日以降に4日目以降ということですよ。給食の提供ということで、被災直後はなかなか状況が読みとれないということなのかもしれませんが、なぜ、この4日目ということになっているのかを分かれば教えていただきたいと思っております。それから三つ目がです。これはもうずっとこの計画の中にも私は申し上げたことなのですが、この計画書の中に人員配置計画がなくてですね、もう本当に調理員がいません。介護職よりもいないという状況です。多分、各給食センターで働かれている方が継続雇用ということでしょうが、それは何年先までの話なのかということですよ。そういったところでのDX、ロボット対応ですとか、こういった最新の設備とか、いうことも考えておられるのかなあというところですね。つまり2040年とか2050年に向けたところでの対応を、どの程度考えていらっしゃるのかなあ。いうところをお聞かせください。以上三つです。

○教育次長

はい。まず要は立地の条件ですね、今回この防災食育施設通の候補地を選定するに当たって、九つの条件を候補地の中で、採点をして、最終的にこちらのほうになったという形です。まず一つが本庁舎、大瀬戸にある本庁舎からの距離というのが一つ。防災関係機関、具体的には消防署ですね消防署との近接性、三つ目が防衛施設である米海軍の横瀬貯油所ですね。L C A Cの施設からの距離それと幹線道路からの距離、国道であったり、あるいは県道であったり、そういった幹線道路からの距離それと周辺避難施設、要は市が指定をしております指定避難所の収容人員ですね。これが多いところできるだけそういった施設をつくりたいというところで、今回のスポーツガーデンにつきましては、体育館が指定

避難所となっております。相当数の人員を収容できる施設になっておりますので、その収容人員というところ、あと自衛隊や、あるいは警察が利用するヘリポートを設置できるかどうかといった有無ですね、そういったところの条件、あと予定地が土砂災害特別警戒区域に指定されているかどうかの点。それと津波による浸水、予想区域に入っているかどうかの関係。最後に、市内の小・中学校への距離、要は給食を搬送するその時間帯ですね、そういった九つの視点を見ていきました。最終的に残った施設が、西海スポーツガーデンの周辺というのが一つ。それと、旧多以良小学校の周辺というのが一つ。最後に西彼の八木原運動場公園のところですね、その周辺という三つの候補地が最終的に残ったのですが、先ほど九つの視点で、総合的に判断をして、スポーツガーデンになったというところですが、次に4日目以降応急給食用は炊き出しを実施するというところですが、大規模災害が発生して3日目までは、人命救助を優先して行うという基本的な防災の考え方があります。そういったところで、まずはその人命救助を優先するというので、3日間については、ご自分で、あるいは地域で対応していただきたいというふうな考え方がありまして、4日目以降というふうな形にしております。最後の人員配置計画については、現段階で申し上げますと、やはり給食会のほうで調理をしていただいている調理員さん方を引き続き、勤務をしていただきたいというふうに考えてはいるところですが、将来的には、委員ご指摘の2040年とか2050年の課題につきましては、実際どういった形の対応ができるのかというのを検討しております。まだそこまでは具体的にこういった方向でとかいうところは今申し上げられない状況になっております。以上です。

○北島委員

お伝えの方が良いと思うのですが、すごく先送りしていると、本当に人がいなくてただ器があるだけとなります。それはぜひコンサルなのかその設計関係なのか、しっかりと人がいないところでもかなり効率化できるっていう仕組みは絶対入れたほうが良いと思いますよ。もちろん相当建築費も今上がってきています。ここ一、二年で1.5倍、2倍ぐらいになっているところもあるので、そういった兼ね合いもあろうかと思うんですが、将来的には人がいなくても回せるとなると、そこも償却といいますか、計算できますので、やっているうちに考えないと人がいないってことになりますよ。本当にね、よろしく願いします。

○教育次長

はい、ありがとうございます。具体的なですね、建物の設計であったり、その建物を建てた後に、どういった調理器具であったり設備を入れるのかっていうのはまだ具体的に検討には入っておりません。来年度、入るような形になりますので、言われるようなところにつきましては、例えばその設備の配置計画があったりとか、そういったところでもですね、そういった視点での検討ができるかと思っておりますので、将来を考えたところでは貴重なご意見だと思います。その辺を踏まえて、できるだけ対応できるような体制に努めていきたいというふうに思っているところです。ありがとうございました。

○武宮委員

ご説明ありがとうございます。見させていただいて非常に合理的ですばらしい防災と食育兼ねた施設だなどと思って見させていただきました。これの何かモデルになるような防災と食育を兼ね備えた施設、既に運用しているような施設というのがあったのかどうか教えていただけますか。

○学校教育課長

はい。モデルにはですね、九州管内に幾つかあったのですが、実際に私どもが視察に行ったのは宮崎県のえびの市に同じ防災食育センターというのがありまして、そちらの方を参考にさせていただいたところであります。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第56号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第56号 西海市防災食育施設整備事業プロジェクトチーム設置要綱の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14「報告第1号 令和5年度教育費補正予算（第7号）に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第7「報告第1号 令和5年度教育費補正予算（第7号）に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「報告第1号 令和5年度教育費補正予算（第7号）に係る臨時代理の承認について」です。提案理由ですが、令和5年度教育費補正予算第7号について、別紙のとおり臨時代理により生じたのでこれを報告し承認を求めるものです。参考条文につきましては、議案書1ページ下段のほうに記載をしております。2ページ開いていただきまして、臨時代理の処理文書になります。3ページ以降が具体的な補正予算の内容になります。先ほど令和6年度の補正予算の中で説明いたしましたとおり、教育総務費の事務局費で教育振興基金

積立金が 10 万円計上されております。これにつきましては、市のほうに寄附を頂きましたので、教育振興基金のほうに一旦、積立てをして令和 6 年度に取崩して、歳出予算化したというようなものになります。他の経費につきましては、それぞれ、その国、県の補助事業や、あるいは起債といたしまして市の借金ですね。これを財源とした建設事業等になります。それぞれ決算の不用額の減額補正というふうな形になっております。トータルといたしまして、教育費全体で 1,898,024,000 円から 62,475,000 円減額をいたしまして、1,835,549,000 円というふうな形の補正内容で処理をさせていただいたところです。説明内容につきましては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第 1 号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第 1 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「報告第 1 号 令和 5 年度教育費補正予算（第 7 号）に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：6 月 25 日（火）午前 9 時 30 分から

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午後 4 時 55 分閉会）

署名

令和 年 月 日

教育委員 _____

教育委員 _____

職 員 _____